

南あわじ市情報発信施設LED表示板産業振興協賛広告掲載取扱要領

平成20年6月12日

告示第 63 号

(目的)

第1条 この告示は、市が設置した情報発信施設のLED表示板（以下「表示板」という。）への産業振興協賛広告（以下「広告」という。）の掲載について、必要な事項を定めるものとする。

(広告の掲載期間等)

第2条 広告を掲載する期間は、別表のとおりとする。

2 広告を掲載する時間帯は、午前8時から午後1時まで及び午後3時から午後10時までの12時間以内とする。

3 災害発生時等の緊急放送又は事故、故障等による表示板の修理若しくはメンテナンスを行う場合は、広告の表示を一時停止するものとする。

(広告の内容等)

第3条 広告の内容は、南あわじ市広告掲載要綱（平成19年南あわじ市告示第15号）第2条の規定に準ずる。

2 広告を掲載するもの（以下「広告主」という。）は、広告内容について著作権の確認を行い、著作権料が発生する場合は、広告主がその費用を負担しなければならない。

(広告の規格)

第4条 表示板の広告掲載面積は、縦2.4メートル、横15.6メートルとし、直径5メートルの円筒形にスクロール表示するものとする。

2 広告は、5分以内に1回の割合で、10秒以内に20文字以内をスクロール表示する場合を1枠とし、1日あたり15枠まで掲載する。ただし、一の広告主が掲載できるのは、3枠までとする。

3 広告は、原則として文字又は文章表現による表示とし、ロゴやマーク等の特定図柄や外字等は表示しない。

(広告の協賛金)

第5条 広告の協賛金は、別表のとおりとする。

2 市長は、協賛を行うものが次の各号に掲げる広告媒体と組み合わせて広告を掲載する場合は、前項の協賛金を軽減することができる。

- (1) 市の印刷物
- (2) 市のホームページ
- (3) その他広告媒体として活用可能な市有財産

3 前項に規定する軽減額は、市長が別に定める。

(広告の募集)

第6条 広告の募集は、市長が必要に応じて行うものとする。

(広告掲載の申込み)

第7条 広告の掲載を希望するもの（以下「申込者」という。）は、情報発信施設LED表示板産業振興協賛広告掲載申込書（様式第1号。以下「申込書」という。）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申込みに関し、必要があると認めるときは、申込者に対し、資料の提供を求めることができる。

(広告掲載の決定)

第8条 市長は、前条に規定する申込書の提出があつたときは、広告掲載の可否を決定し、情報発信施設LED表示板産業振興協賛広告掲載決定通知書（様式第2号）により、申込者に通知するものとする。

2 市長は、広告の掲載を適当と認める申込みが掲載の枠数を超えるときは、次の各号に掲げる順位により掲載を決定する。この場合において、同順位に複数の申込みがある場合は、広告掲載を希望する期間が長いものを優先するものとし、広告掲載期間が同一の場合は、申込みの受付順により決定する。

- (1) 市内に事業所等を有するものの広告
- (2) 前号に掲げる広告以外の広告

(協賛金の納付)

第9条 広告掲載の決定を受けた広告主は、市長が指定する期日までに協賛金を一括納付するものとする。

(広告掲載の取消し)

第10条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合には、広告の掲載を取り消す

ことができる。この場合において、これによって生じた損害に対しては、市はその責任を負わない。

(1) 指定する期日までに協賛金の納付がないとき。

(2) 前号に掲げるもののほか、市長が広告の掲載を適切でないと判断したとき。

2 市長は、前項の規定により広告の掲載を取り消した場合は、広告主にその旨を通知しなければならない。

(協賛金の返還)

第11条 既に納付した協賛金は、返還しない。ただし、市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、その全部又は一部を返還することができる。

(1) 広告主の責に帰すことができない事由により広告を掲載することができなくなったとき。

(2) 前号に定めるもののほか、市長が特別な事由があると認めるとき。

2 前項ただし書の規定により返還する協賛金には、利子を付さない。

3 第1項ただし書の規定にかかわらず、第2条第3項の規定により広告の表示を一時停止した場合は、協賛金は返還しない。

(広告主の責務)

第12条 広告主は、次の各号のいずれかに該当するときは、速やかに市長に連絡しなければならない。

(1) 広告の内容を変更するとき。

(2) 申込書又は添付書類の内容に変更があったとき。

2 広告主は、広告の内容等掲載された広告に関する一切の責任を負うものとする。

3 第三者から、市に対して、広告に関連して損害を被ったという請求がなされた場合は、広告主の自らの責任及び負担において解決するものとする。

(その他)

第13条 この告示に定めるもののほか、広告の掲載に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

別表（第2条、第5条関係）

協賛広告掲載期間	1週間	1箇月	3箇月	6箇月	1年
1枚あたりの協賛金の額（円）	8,000	30,000	85,000	160,000	300,000

注意 複数枚掲載する場合の協賛金の額は、上記金額に掲載する枚数を乗じて得た額とする。

様式第1号（第7条関係）

情報発信施設LED表示板産業振興協賛広告掲載申込書

年 月 日

南あわじ市長 様

申込者 住所（所在地）

氏名（法人その他の団体にあつては名称及び代表者氏名）

㊞

連絡先 担当部署・氏名

電話

FAX

電子メール

情報発信施設LED表示板への産業振興協賛広告の掲載について、南あわじ市情報発信施設LED表示板産業振興協賛広告掲載取扱要領第7条第1項の規定により、次のとおり申し込みます。

広告原稿案 (1 枠) (20 文字以内)										
掲載希望期間	年 月 日から 年 月 日まで (計)									
枠数 (3 枠まで)	枠									
文字の色	<input type="checkbox"/> 希望なし									<input type="checkbox"/> 希望する (色)
背景の色	<input type="checkbox"/> 希望なし									<input type="checkbox"/> 希望する (色)

- 注意 (1) ロゴやマーク等の特定図柄や外字等は、表示できません。
(2) 複数枠の場合で、原稿内容が2種類又は3種類となる場合は、別途
広告原稿案を添付してください。
(3) 市が市税納付状況調査を行うことに同意します。

様式第2号（第8条関係）

情報発信施設LED表示板産業振興協賛広告掲載決定通知書

第 号
年 月 日

様

南あわじ市長 印

年 月 日付けで申し込みのありました情報発信施設LED表示板への産業振興協賛広告の掲載については次のとおり決定しましたので、南あわじ市情報発信施設LED表示板産業振興協賛広告掲載取扱要領第8条第1項の規定により通知します。

決定区分	<input type="checkbox"/> 掲載します(枠掲載する)
	<input type="checkbox"/> 掲載しません 【理由】
広告掲載期間	年 月 日から 年 月 日まで (計)
協賛金の額	円
協賛金の納期限	年 月 日
《備考》	

注意 協賛金は、納期限までにお支払いください。